

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号
許認可等の種類	社会福祉法人の解散の認可又は認定	根拠条項	第46条第2項
審査基準	<p>平成12年12月1日付け社援第2618号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け社援企第35号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領に基づいて行う。</p>		
	受付機関 長寿社会課	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課